兵庫地方最低賃金審議会

第１回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 26 日（水） 15 時 02 分～17 時 03 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	坂本委員、高階委員
労働者委員	中西委員、橋本委員
使用者委員	東委員、倉本委員、三枝委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

それでは、始めさせていただきます。ただ今から、第１回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、山口委員、有川委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましては公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

審議に入ります前に、労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆様、こんにちは。本日は御多忙の中、兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から労使双方それぞれのお立場において、地域産業の発展と雇用の安定、

そして働く方々の処遇向上に御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。
近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など、労使を取り巻く環境も大きく変化しています。
こうした中で、特定最低賃金は、単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、特定最低賃金は、現場を最もよく知る労使双方が主体となり、産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となります。
委員の皆様には、専門的な知見と豊富な経験を活かしながら、実りある議論を進めていただきますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官
続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元の資料１ページに添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで替えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。
部会長、部会長代理の選出につきましては、公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○下風賃金指導官
それでは、そのようにさせていただきます。
では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○高階委員
公益側委員において事前に打合せしております。部会長には坂本委員を、部会長代理には山口委員を推薦することで調整を終えていますので、この２名を推薦したいと思います。

○下風賃金指導官

ただ今、部会長に坂本委員、部会長代理に山口委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員
異議なし。

○下風賃金指導官
異議なしとの声をいただきましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に山口委員が選出されたものと、確認いたします。
それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○坂本部会長
部会長に選出されました坂本と申します。慎重審議に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
労働者側の委員は、どなたにされますか。

○橋本委員
橋本でお願いします。

○坂本部会長
使用者側委員は、どなたにされますか。

○倉本委員
倉本でお願いします。

○坂本部会長
それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は部会長である私と橋本委員、倉本委員とすることとします。
また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○坂本部会長
それでは、次の議題（２）「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の

審議について」に入ります。
　今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。
　事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

〇安積賃金室長
　では、事務局より説明させていただきます。
　兵庫県最低賃金につきましては、現在、９件の特定最低賃金がございます。
　お手元に１枚ものでお配りしていますＡ３版の「兵庫県の最低賃金」のカラー刷りリーフレットを御覧ください。
　これは、現在の兵庫県の地域別最低賃金とともにその下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧にしたものです。
　この特定最低賃金につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県最低賃金1,116円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載し、その四角枠の下に、太字で書いていますとおり、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県最賃の適用となっていることを御確認いただけると思います。
　また、その特定最低賃金につきましては、表の右端の枠に「適用除外する労働者」の欄がありますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることと、その表の下に（注３）（注４）に記載しているとおり、「18歳未満又は65歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後６か月未満の者で技能習得中のもの」が適用除外となっていることに御留意ください。
　そのうち、今年は６月29日から７月３日までの間に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。
　専門部会資料の８ページ目を御覧ください。
　ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめています。また、９ページ目にこの業種にかかる申出書の写しを添付しております。
　今回、改正の申出をいただきました７件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しましたので、７月13日の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。
　資料の10ページ目にその諮問文の写しを付けております。
　兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和２年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、

各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も７月の本審において確認されましたように、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ２つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。

その辺りについて御説明させていただきます。

専門部会資料の２ページ目以降を御覧いただきたいと思います。これが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料になります。

まず、その資料の３ページ目を御覧ください。特定最低賃金についての説明となります。この特定最低賃金については、最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているもので、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定については、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 223 件設定されている状況となっています。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となっています。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページ目の下半分の表でまとめています。右側に記載がある地域別最低賃金につきましては、兵庫県においては、現在のところ時間額 1,116 円で、今後は 56 円引上げの 1,172 円に改定されるという答申がされていますが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットという役割・機能であることに対しまして、左側の赤く囲った特定最低賃金につきましては、労使の取組を補完するものとして役割設定されているところが大きく異なるところでございます。

続きまして、この特定最低賃金の決定、改正までの流れについて御説明いたします。

資料の５ページ目を御覧ください。関係労使からの申出がありましたら、労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門部会において金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになります。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。ここで、このフロー図の右上の必要性の答申※１とあり、※１として、下に説明書きがあるので御覧ください。

ここで※１として、特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされているとされています。

なお、資料には付けていないのですが、もう少し補足させていただきますと、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するものとされております。

つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、平成14年の中賃の協議会報告におきましては、改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされており、ここでは望ましいと表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されています。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性については全会一致が必須であり、その金額決定については全会一致が望ましいとされていることとなります。

また、改正の必要性がありとなった場合には、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められていることから、地域別最賃より最低１円以上の引上げを行うことが求められてきます。

つまり、今年の場合は、すでに兵庫県最低賃金を1,172円に引上げる答申をいただいており、８月21日の異議審を終えて９月１日に公示されるという予定で手続きされることが想定されますので、その決定された兵庫県最低賃金1,172円を超えない改正は行えません。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正は出来ませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に言いますと、改正必要性ありとなった場合でも、８ページの一覧表の自動車小売業での申出の一番低い金額1,185円を超えることは出来ないということでございます。

総括しますと、必要性有りとなった場合は、地域別最低賃金が予定されている1,172円にプラス１円した1,173円からこの1,185円までの間での金額改正の審議を行っていただく必要となってございます。そのあたりを御留意いただきながら御審議いただけたらと思っております。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○坂本部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

○各委員

意見なし

○坂本部会長

それでは、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。では、私から、配布させていただいております資料の 37 ページから 132 ページまでの経済概況や雇用状況等の資料について説明させていただき、その後、14 ページから 36 ページまでに記載しております兵庫労働局において実施した基礎調査の結果について、事務局の村田からその概要を説明させていただきます。

（以下資料 37 ページから 132 ページまで説明）

資料№.８　一般職業紹介状況（令和８年６月分）抜粋（兵庫労働局）
資料№.９　管内金融経済概況（日本銀行神戸支店　2026 年７月 17 日）
資料№.10　毎月勤労統計調査地方調査月報（令和８年５月　兵庫県）
資料№.11　兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部地域経済課　令和８年６月 22 日）
資料№.12　兵庫県鉱工業指数月報（令和８年５月（速報）兵庫県企画部統計課）
資料№.13　連合 2026 春季生活闘争　第７回（最終）回答集計結果について（2026 年７月３日）
資料№.14　2026 春季生活闘争　第７回（最終）回答集計（2026 年７月１日連合兵庫）
資料№.15　「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」集計結果（2026 年６月８日日本商工会議所・東京商工会議所）
資料№.16　自動車小売業関係最低賃金（令和６、７年度、全国）

○村田労働基準監督官
賃金室の村田です。
私から、調査結果関係資料について説明させていただきます。

（以下資料 14 ページから 36 ページまで説明）
資料№.７　令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○坂本部会長
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○倉本委員
すいません、よろしいですか。
今更なのですが、18 ページ、集計結果のところで母集団事業者数から始まって、廃止等までありますが、ここの区分をもう一度、教えていただけないでしょうか。

○村田労働基準監督官
はい。こちらは、廃止等となっておりますが、集計ができなかった事業者のことを指しておりまして、例えば労働者が０人や事業所自体が廃止されている所です。

○倉本委員
すいません、あの、母集団事業所数というのが、自動車小売業に関する事業所数が、1,097 ありますよというまずそこからのスタートでよろしいのですか。

○村田労働基準監督官
そうですね。

○倉本委員
そこに従事している方が 9,583 人いるということですね。

○村田労働基準監督官
そういうことですね。

○倉本委員
で、その次の調査対象事業所数とは何を指すのでしょうか。

○村田労働基準監督官
これは、1,097 か所全部に調査するのではなく、そこから抽出し、調査票を送付するという事になっておりますので、集計対象になっているのが、441 ということです。
1,097 というのは母集団として設定されておりますので、先ほど申し上げました未満率とかいうことを算出する際には母集団数に割り戻して集計します。実際に集計できた実数よりも多い人数で結果を出しているというような形になっております。

○倉本委員
1,097 のうち 441 事業所を取り出して、数字を出しておりますと。集計事業所数は 441 のうち、192 の、回答があったという事でよろしいのでしょうか。

○村田労働基準監督官
そうですね。有効な回答という事になります。

○倉本委員
そこで働いておられる方が 2,215 人ということですね。

○村田労働基準監督官
そうですね。

○倉本委員
2,215 人の数字をもって 1,097 所数 9,583 者数見込んでいますということでよろし

いですか。

○村田労働基準監督官
　そうですね。

○倉本委員
　廃止の 18 というのは、441 の調査対象事業所数に対して 18 は何かの理由で除いていますというのは、事業廃止や労働者がゼロになった事によるということでよろしいのですか。

○村田労働基準監督官
　そうですね。あとは、規模外という形で労働者が 30 人未満の事業所を対象にしていますので、30 人以上の労働者の事業所についても除外しております。

○倉本委員
　それは、最初から 441 の中から除外されているわけではなくて、ランダムに抽出して、結果から除外されているという事ですね。

○村田労働基準監督官
　そうですね。結果的にわかったという事です。

○倉本委員
　18 の分母は 1,097 ではなく 441 が分母になるのですね。

○村田労働基準監督官
　そうですね。その中で、廃止等に該当するとわかったものについて、計上しているという事です。

○倉本委員
　はい。わかりました。
　ありがとうございます。

○坂本部会長
　他に御質問、御意見はございますか。
　それでは、審議を続けます。
　事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛け致しますが、よろしくお願いします。
それでは、まず労使それぞれから、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。
その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。
では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員
お願いします。

○坂本部会長
それでは、別室でお願いします。

（労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ別室での協議）

○坂本部会長
それでは、審議を再開します。
では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお聞きしたいと思います。
それではお願いします。

○橋本委員
はい、労働者側、橋本の方から述べさせていただきます。
まず、自動車小売業を取り巻く環境は、この数年で大きく変化しています。
兵庫県内の自動車ディーラー各社は、営業職、整備職ともに人材確保が極めて困難な状況が続いております。少子高齢化による労働者人口の減少に加え、若年層の就業意識の変化により、自動車業界は他産業との人材獲得競争にさらされております。
特に整備士については深刻な人材不足が続いており、自動車整備士資格取得者の減少や若年入職者の不足によって、現場では長時間労働や休日出勤への対応を余儀なくされている事業所も少なくありません。
また、現在の採用市場では、初任給の引上げ競争が急速に進んでおります。製造業、物流業、小売業、サービス業を含め、多くの産業で賃上げが行われておりますが、自動車小売業が十分な処遇改善を行えなければ、人材流出に拍車がかかることは明らかです。

特に若年層においては、賃金水準が就職先を選択する重要な判断材料となっております。

自動車小売業は、単に車を販売するだけではありません。

高度化する自動車技術への対応、電動化や自動運転技術の知識習得、お客様への安全、安心の提供など、高い専門性と責任が求められる産業です。

整備士は、お客様の命を預かる仕事であり、営業職も法令順守やコンプライアンスを徹底しながら顧客対応を行っております。

こうした技術や責任に見合った賃金水準を確保することは、業界の持続的な発展に欠かせない課題であります。

さらに、物価上昇の影響は依然として労働者の生活を圧迫しています。食料品、光熱費、住居費など生活必需品の価格は上昇を続けており、実質賃金の改善を実感できていない労働者も少なくありません。

賃金は単なるコストではなく、労働者とその家族の生活を守る基盤です。

最低賃金制度の趣旨を踏まえれば、労働者が安心して働き続けられる水準を確保することは当然に求められることと考えられます。

また、自動車小売業における特定最低賃金は、業界の魅力を高めるとともに、人材確保、定着を促進する重要な役割を担っております。

企業間の過度な低賃金競争を防ぎ、健全な労使関係と公正な競争環境を維持するためにも、その意義は極めて大きいと考えています。

兵庫県の自動車小売業が将来にわたり地域社会を支え、安全なモビリティサービスを提供し続けるためには、そこで働く労働者の処遇改善が不可欠です。

人材不足が深刻化する中、他産業との賃金格差を是正し、働く者が希望を持って働き続けられる環境を整備することが、業界全体の発展につながります。

また、自動車小売業の将来性を考える上で、兵庫県における自動車保有台数の現状にも目を向ける必要があります。

兵庫県内の自動車保有台数は約 308 万台と、全国でも上位に位置しており、多くの県民にとって自動車は通勤や通学、買い物、物流など日常生活を支え、欠かすことのできない移動手段となっております。特に兵庫県は都市部や山間部地域の双方を有しており、公共交通機関だけでは十分に対応できない地域も少なくありません。そのため、自動車販売や点検、整備、修理といった、その地域に見合った自動車小売業が担う役割は今後も継続して求められることが明らかです。

一方、その重要な社会インフラを支える人材の確保は年々難しくなっております。自動車保有台数が高い水準を維持しているにも関わらず、整備士や営業職など現場を支える人材は不足しており、特に整備士については有効求人倍率が全産業平均を大きく上回る状況が続いております。

自動車は保有され続ける限り、定期点検や車検、故障対応、先進安全技術のメンテナンスなどが必要となります。さらに、EV やハイブリッド車の普及により、整備の高度化や専門知識の習得が求められ、現場で働く労働者の役割と責任はこれまで以上に

大きくなっております。
しかしながら、若年層の業界離れや他産業との人材獲得競争の激化により、人材の確保と定着は極めて厳しい状況にあります。この課題を解決するためには、自動車小売業で働くことに魅力を感じられる賃金水準を確保しなければなりません。
兵庫県内で 300 万台を超える自動車の安全、安心を支えているのは、まさにこの業界で働く労働者です。県民生活と地域経済を支える社会的責任に見合った処遇を実現し、人材確保につなげる観点からも、自動車小売業特定最低賃金の引上げは必要不可欠であると考えております。
また、使用者側からは、自動車産業を取り巻く環境は厳しく、事業継続と雇用維持を最優先に考えるべきであり、地域別最低賃金をベースとした対応で十分であるとの意見が示されるかもしれません。
しかしながら、私達は事業継続と処遇改善は相反するものではないと考えております。事業を継続するためには、人材が必要であり、その人材を確保し定着させるためには、他産業に負けない賃金水準を確保しなければなりません。
また、地域別最低賃金は全産業共通の最低賃金であり、特定最低賃金は産業の専門性や人材確保の必要性を踏まえた基準として設けられている制度です。もし、地域別最低賃金だけで十分であるならば、特定最低賃金制度そのものの意義が失われることになります。
以上のことから、労働者側としても、自動車小売業特定最低賃金の意義を十分に踏まえ、産業の将来を支える観点からも十分な引上げが必要であることを改めて申し上げ意見とします。
以上でございます。

○坂本部会長
ありがとうございます。
それでは、次に使用者側委員からお願いします

○倉本委員
はい、それでは、使用者側代表として、倉本が述べさせていただきます。
賃上げの必要性は、十分理解はできておりますが、地賃が大幅な引上げの中で特定最賃での賃上げの役割、必要性というのは、ここ数年申し上げておりましたが、疑問がありますというのがひとつです。
賃金水準は各企業の状況に応じて決定され、それを自主的に行うべきものです。
はたして特賃による上乗せをする必要はあるのかと。
経営環境は労働者側の方もおっしゃっておりましたが、非常に厳しい状況が続いております。原材料が高騰し価格転嫁が困難な状況からして、これ以上企業の投資余力を奪うべきではないと考えます。
自動車小売業に関して申し上げると、なかなか会社の業績や倒産に関する個別のデ

ータが見当たらないので、全体的な傾向から類推、予想してみましたが、まず、直近５年間の兵庫県の企業倒産数を見ると、2021 年の 339 件から年々上昇し 2025 年度は 600 件を超えております。

原因としては、コロナ支援終了後の資金繰りの悪化、原材料費、エネルギー価格の上昇、人手不足と賃金上昇、金利上昇への警戒、小規模事業者の収益悪化等があげられると思います。

業種別で見てみますと、小売業、サービス業、建設業の順番で倒産件数が記録されております。自動車小売業も小売業、サービス業であると考えると直接この中に含まれるかわかりませんが、非常に厳しい状況にあることは、容易に想像ができると思います。

2025 年の全国の自動車販売業倒産件数を見てみますと、わたくしが調べた限りは、137 件となっておりまして、過去 10 年間で最多という記述となっておりました。倒産した会社を新車販売と中古車販売で分類すると中古車販売が 70 パーセントを占めているという事です。

先程、兵庫県の保有台数が 300 万台というお話もありましたが、兵庫県は全国でも有数の中古車流通地域でありまして、神戸から播磨にかけては特に多くの中古車販売事業者が集積していることもあり、そこから類推しましても、かなり中古車販売事業者あるいはそれに伴う整備会社は厳しい状況にあるのではないかと、全国の数値からも想像ができる所であります。

労働者側からもお話がありましたが、自動車小売業では、営業、自動車整備士、板金工、保険担当、受付業務担当者など色々な職種を抱えておられます。特に整備士、板金工などの技能を持っておられる従業員を雇用するためには、最低賃金云々ではなく、その職種に見合った賃金が支払われるということで、それによって雇用ができるのだと思います。

また、自動車の EV 化によって、新しい技術も必要となり、コストアップの要因にもなっているという事です。

その中で、賃上げ分や設備投資を価格転嫁できるのかというと、かなり難しい状況にあります。特に、中小、零細の事業主は本当に厳しい経営を、強いられていると思います。

自動車産業は、日本の基幹産業であるため、他の業種との差別化も必要との意見もあったように思いますが、中々、中小、零細の事業主の経営をみると、そういう状態ではないのかと思っております。

さらに、大阪府、京都府との賃金差による労働力の流出という事も、過去に何度も指摘をされていると思いますが、最低賃金の近傍で働いておられる方は、賃金云々で大阪、京都に流れていくという事も少ないのかと、もしあるとしたら、整備士など技能保有者の賃金差が、大阪府、京都府にあり、そのために大阪、京都に流れてしまうという事はあります。

それはやはり、先程申し上げましたように、技能を持った方の賃金は、事業主が検

討されることだと思っております。
　この厳しい状況の中で、事業主は限られた資金を有効に使う必要があります。冒頭に述べましたように、地賃の大幅な引上げの中で特定最賃での賃上げの役割、必要性には疑問を持っております。従って、使用者側としましては改定の必要なしと考えております。
　以上です。

○坂本部会長
　ありがとうございます。
　現状では労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。
　では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。

○使用者側委員
　はい。

　（別室にて公使協議、その後公労協議）

○坂本部会長
　それでは、時間の関係もございますので、本日はここで審議を終了して次回において引き続き審議したいと思います。
　労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は、自動車小売業が1円でも上がれば、産業の魅力を向上させることに意義を持つということで、必要性ありという御意見でした。使用者側は地賃が大幅に上昇している昨今の状況でもありますので十分カバーができるということで、自動車小売業の特賃は、改正決定の必要性なしという御意見でした。
　従って、意見の一致には至っていません。
　もう少し審議を重ねた方がいいという判断で、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。
　では次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長
　次回は９月４日、金曜日、午前 10 時 00 分からで御提案しますがよろしいでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○坂本部会長

では次回は、９月４日、金曜日、午前 10 時 00 分からの開催とします。

次回は改正必要性審議の２回目ですが、引き続き公開とします。事務局は他に連絡事項とかございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部会長

それでは、本日の審議は、これで終了とします。

どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

坂本　知可

橋本　欣也

倉本　信二